

2024年4月1日[相続登記]が義務化されます。

ご存じ ですか？

2024年4月から

義務化される

不動産の相続で必要となる

「相続登記」。

あなたが受け継いだ

土地や建物など

もし、そのままにしていたら、

トラブルも起こしかねません。

あなたの土地や建物について

司法書士に相談し、

しっかり管理して

いきましょう。



[相続登記]のことなら 司法書士がズバッと解決します!



祖父名義の土地が
名義変更しないままに
なっている…

そのまま放っておいて
良いものだろうか?



2024年4月1日から相続登記が義務
化されることになっています。

司法書士は、相続登記の専門家です。
是非ご相談ください。

借金



亡くなった父に
借金があるみたいだ。
どうすればよいだろう?

自分が相続人となった場合、家庭裁判
所に申述することで相続放棄ができる
場合があります。

但し、原則として相続の開始があったこ
とを知った時から3か月以内に申述す
る必要がありますが、この期間を経過し
ても認められる場合もあります。

司法書士は、裁判所提出書類作成の
専門家です。是非ご相談ください。

自分の老後について
判断能力がある間に決めておきたいが、
だれに相談すればよいだろう?

夫名義の不動産があり、将来、夫が
亡くなり、妻は加齢による認知症状で
相続登記申請が行えなくなる可能性
があるとしたら……

そのようなリスクを回避するために任
意後見契約や見守り契約など、将来に
備えて対策を練ることも可能です。

司法書士は、法律事務の専門家です。
是非ご相談ください。

ANAクラウンプラザホテル神戸4階 [co-working office plug078]にて

【兵庫県司法書士会 神戸支部 相続相談センター】を開設します。

[相続登記]の申請には、亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍等、必要な書類がいくつもあり、複雑なこともあります。概要を知るためにも、まずは、兵庫県司法書士会神戸支部が主催する[相続相談センター]で相談してみませんか。*

※この相談会は、ご相談の内容をお聞きし、解決の方向性を提示し、必要な手続等をご案内するものです。ご自身で作成された登記申請書や遺産分割協議書のチェック等の適否の判断や相談会で書類の作成の援助を行うものではありません。

くわしくは裏面へ➡

第1・第3土曜日開催
TEL完全予約制
相談無料